

○多久市総合計画審議会条例

昭和55年7月10日
条例第19号

(設置)

第1条 本市の総合計画に関する必要な事項について調査及び審議するため、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第138条の4第3項](#)の規定に基づき、多久市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ総合計画の策定その他実施に関する必要な事項の調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市及び関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の役員
- (4) 学識経験者
- (5) 公募により応募のあった市民のうちから選出された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため部会をおくことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 [この条例](#)に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第23号)抄

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に在職する委員の数が、改正後の条例の規定による定数(以下「改正定数」という。)を超える場合の当該審議会等の委員の改正定数の適用については、この条例施行後の最初の任期満了の日までは、なお従前の例による。ただし、この条例施行の日から改正定数適用の日の前日までにおいて欠員が生じた場合の補欠委員の選任については、改正定数を超えない範囲内で補充することができる。
- 3 多久市産炭地振興協議会条例(昭和40年多久市条例第29号)は、廃止する。

附 則(昭和62年条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第8号)

(施行規則)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の多久市総合計画審議会条例第3条第2項の規定により委嘱を受けた委員の任期は、改正後の多久市総合計画審議会条例第4条による任期とする。

附 則(平成14年条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第15号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第16号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。